

# 財務報告の枠組みの選定及び 今後のガバナンス強化の進め方

2022年11月25日

電力広域的運営推進機関 運営委員会事務局

- 2020年6月の電気事業法等の改正により、本機関の業務に、**多額の資金管理**を伴う新たな業務が加わることとなった。
- 2020年11月、国の審議会の下に設置された「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」の取りまとめで、今後、多額の会計処理を行うことになることから、監査法人による**会計監査を導入**し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性が示された。
- 2022年4月、**会計監査の導入に向けた支援**等を目的に、監査法人や監査法人系の外部コンサルタント会社と業務委託契約を締結し検討を開始した。
- 会計監査を導入するにあたっては、『財務報告の枠組み』を定める必要があることから、本日は、新たに採用する『**財務報告の枠組み**』についてご報告する。  
(現状の財務諸表等は、電気事業法や広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令に従い作成しているものの、特定の会計基準に従って作成しているものではない)
- あわせて、監査法人による会計監査の導入に関し、**今後の進め方についてご報告**する。

## 2. 背景（業務の導入状況）

- 電気事業法等の改正により、本機関の業務に、**多額の資金管理**を伴う新たな業務が加わることとなった。

区 分	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		取引規模
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
広域系統整備交付金交付業務	2021年4月業務開始								年間 数十億円
調整交付金交付業務			2022年4月業務開始						毎月最大 2,500億円
供給促進交付金交付業務			2022年4月業務開始						
系統設置交付金交付業務			2022年4月業務開始						2027年度頃から 取引開始予定
解体等積立金管理業務			2022年7月業務開始						2022年度末 50億円程度
災害等扶助交付金交付業務	2021年4月業務開始								年間 60億円程度
容量市場							2024年4月業務開始	年間最大 15,000億円	

- 2020年11月、国の審議会の下に設置された「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」の取りまとめで、監査法人による**会計監査を導入**し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要性が示された。

### V. 機能の強化の方向性

#### 1. ガバナンスの強化

##### (1) 監査機能の強化

今般の法改正に伴い、今後、電力広域機関に業務が追加され、人員及び事業費（運営費以外の管理資金含む）も大幅に拡大することになる。また、法改正に伴う現行の事業とは異なる分野の事業の追加となるため、監査機能の強化を図る必要がある。

電力広域機関においては、現在、中立性・公平性を確保する観点や効率性を確保する観点から、様々なルールが設けられているが、これが実効性を伴ったものとなっている必要がある。現行制度下においても、系統アクセス業務をはじめとした、中立性・公平性が特に重視される業務については、これを担保するため、監査室による業務監査を行ってきたが、今般追加される業務においてはこれらルールが遵守されているかチェックできる体制整備を十分に行う必要がある。

また、会計監査については、現在、監査室による内部監査と監事による監査を実施しているが、今後、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、これに加え、監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要がある。

電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ取りまとめ（2020年11月25日）より ※赤線追記

- 2022年4月、**会計監査の導入に向けた支援**等を目的に、監査法人や監査法人系の外部コンサルタント会社と業務委託契約を締結し検討を開始している。

### 【業務概要】

- 新規業務を含めた財務報告の枠組み強化に向けた検討支援
  - 広域機関の経理・税務業務および財務報告業務の現状整理
  - 財務報告にあたって準拠すべき基準および会計方針の再定義・文書化
  - 会計規程および関連する諸規程の更新案策定 等
- 資金管理や会計・経理に係る内部統制強化に向けた検討支援
  - 広域機関における各業務の資金管理や会計・経理に係る内部統制の現状整理
  - 財務・会計のガバナンス強化に向けた内部統制の方向性の策定と明確化 等
- 外部会計監査導入に向けた検討支援
  - 外部会計監査の案件内容・委託項目・手順等の明確化および必要な情報整理・文書化
  - 外部会計監査導入にあたって必要な文書等の準備物、諸規程の更新案策定 等

【契約期間】 2022年4月27日～2023年3月31日

## 2. 背景（『財務報告の枠組み』を定める必要性）

- 監査法人による会計監査とは、財務諸表が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているか、財務諸表の適正性について意見を表明するもの。
- 本機関には、会計基準が定められていないことから、監査法人による会計監査を導入するにあたっては、**『財務報告の枠組み』を定める必要がある。**

- 一般的に「一般目的の財務報告の枠組み<sup>(注)</sup>」には、①企業会計基準、②公益法人会計基準、③独立行政法人会計基準、④指定国際会計基準がある。

(注) 「一般目的の財務報告の枠組み」とは、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組み。

- 独立行政法人会計基準は、独立行政法人制度を前提とした特殊な会計処理や開示書類が定められており、利用者の理解可能性が乏しいと推察されることから検討の対象とはしない。
- 指定国際会計基準は、国際的な財務活動又は事業活動を行う国内会社に適用される基準であり、利用者の理解可能性が乏しいと推察されることから検討の対象とはしない。
- 以上を踏まえ、**企業会計基準**及び**公益法人会計基準**を検討の対象とする。

### 3. 検討（各案の比較）

区分	適用する基準	作成書類	概要
案①	企業会計基準	<p><b>【監査対象、監査報告書（公表）】</b></p> <p>①貸借対照表（機関全体+各勘定）            ②損益計算書（機関全体+各勘定）            ③資本等変動計算書            ④重要な会計方針及びその他の注記            ⑤附属明細書</p> <p><b>【監査対象外】</b></p> <p>○財産目録            ○決算報告書            ○事業報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>区分経理は（機関全体+各勘定）として開示。</u></li> <li>● <u>電気事業法で作成・提出が求められていない「資本等変動計算書」を作成。</u></li> <li>● 「注記」の記載項目は会社法による。</li> <li>● <u>電気事業法で作成・提出が求められていない「附属明細書」を作成。</u></li> <li>● 「財産目録」「決算報告書」「事業報告書」は監査対象外。</li> </ul>
案②	企業会計基準 （案①の変更パターン）	<p><b>【監査対象、監査報告書（公表）】</b></p> <p>①貸借対照表（内訳書方式）            ②損益計算書（内訳書方式）            ③重要な会計方針及びその他の注記            ④財産目録（内訳書方式）</p> <p><b>【監査対象、監査報告書（非公表）】</b></p> <p>○決算報告書</p> <p><b>【監査対象外】</b></p> <p>○事業報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>区分経理は内訳書方式として開示。</u></li> <li>● 電気事業法で作成・提出が求められていない「資本等変動計算書」は作成しない。</li> <li>● 「注記」の記載項目は会社法による。</li> <li>● 電気事業法で作成・提出が求められていない「附属明細書」は作成しない。</li> <li>● 「財産目録」を監査対象に追加。</li> <li>● 「決算報告書」の監査報告書は非公表となる可能性がある。</li> <li>● 「事業報告書」は監査対象外。</li> </ul>
案③	公益法人会計基準	<p><b>【監査対象、監査報告書（公表）】</b></p> <p>①貸借対照表（内訳書方式）            ②<u>損益計算書（内訳書方式）※</u>            ③重要な会計方針及びその他の注記            ④財産目録</p> <p><b>【監査対象、監査報告書（非公表）】</b></p> <p>○決算報告書</p> <p><b>【監査対象外】</b></p> <p>○事業報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>区分経理は内訳書方式として開示。</u></li> <li>● <u>「損益計算書」※の様式は「正味財産増減計算書」の様式を使用。</u></li> <li>● 公益法人会計基準では「資本等変動計算書」は作成対象外。</li> <li>● 「キャッシュ・フロー計算書」は作成しない。</li> <li>● 「注記」の記載項目は公益法人会計基準による。</li> <li>● 電気事業法で作成・提出が求められていない「附属明細書」は作成しない。</li> <li>● 「財産目録」は機関全体の合算情報のみ開示。</li> <li>● 「決算報告書」の監査報告書は非公表となる可能性がある。</li> <li>● 「事業報告書」は監査対象外。</li> </ul>

（注）監査報告書の公表の判断は、各監査法人が実施。本表は開示の可能性を保证するものではない。



- 本機関が採用する『財務報告の枠組み（会計基準）』は、以下の理由により『案②』としたい。

（案②：企業会計基準を基本としつつ、本機関の特性を踏まえた適切な修正を行う）

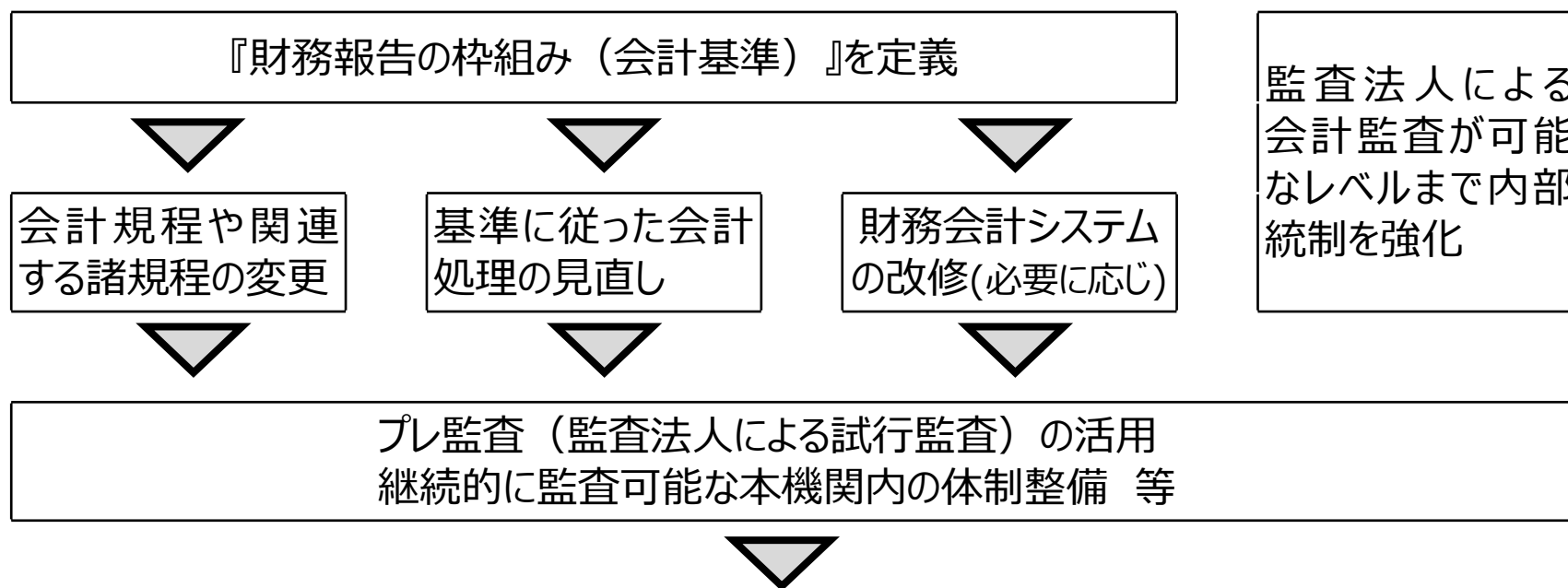
### （メリット）

- ・ 企業会計基準は、広範囲な利用者にとって受け入れやすい。
- ・ 作成する書類が、現行体系に近い。
  - 案①は、電気事業法で作成・提出が求められていない「資本等変動計算書」及び「附属明細書」を作成。
  - 案③は、「損益計算書」の様式が「正味財産増減計算書」の様式を使用。
- ・ 区分経理が内訳書方式で開示されるため、視認性が高く、事務負担も少ない。

### （留意点）

- ・ 「決算報告書」は公表可能だが、「決算報告書」の監査報告書は、監査法人によっては非公表として扱われる可能性がある。
- ・ 「事業報告書」は監査対象外であるが、そもそも本機関の「事業報告書」には財務情報が記載されていないので、監査を受ける必要性も薄い。

- 今後は、『財務報告の枠組み（会計基準）』に従い、会計処理などの必要な手続の見直しを行うとともに、内部統制強化の取り組みも引き続き実施。プレ監査の活用なども検討しつつ、監査法人による会計監査を適時導入する。



### 監査法人による会計監査を導入

現在、監査室による内部監査と監事による監査を実施しているが、これに、監査法人による会計監査を加え、監査機能の強化を図るとともに、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図る。

(経緯)

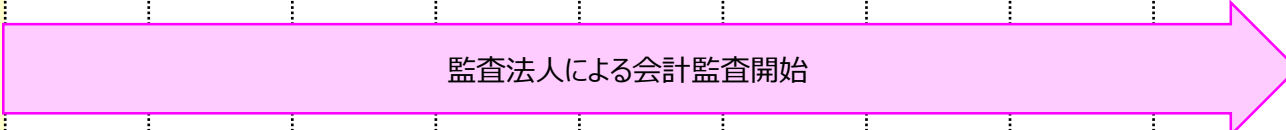
<p>2020.11.25</p>	<p><b>電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ 取りまとめ</b></p> <p>会計監査については、現在、監査室による内部監査と監事による監査を実施しているが、今後、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、これに加え、<u>監査法人による会計監査を導入し、ガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていく必要がある。</u></p>
<p>2021. 6. 2</p>	<p><b>電力広域的運営推進機関 第4回運営委員会 資料6</b></p> <p>2021年度中に監査法人あるいは監査人による外部会計監査について準備。特に多額の資金を扱う<u>2022年度までに必要な新業務に外部監査を導入。</u></p>
<p>2022. 2.25</p>	<p><b>電力広域的運営推進機関 第7回運営委員会 資料2</b></p> <p><u>2022年度より財務・会計のガバナンス強化に係る業務支援プロジェクトをスタートさせ、外部からの監査を受けるにあたり、財務報告のフレームワークの整備や財務・会計業務のガバナンス強化、資金管理の透明性に必要な対応について、専門的な知見をもとに<u>仕組みを構築していく。</u></u></p>

- 今後、継続的に質の高い監査法人による会計監査を受けるためには、導入時点で十分な被監査体制を構築することが重要であるとともに、監査法人へのヒアリングなどを通じて導入条件等の精査を行う必要がある。
- これを実現するため、2023年度は引き続き監査法人や監査法人系の外部コンサルタント会社からの支援を受けつつ、次頁のスケジュールにより業務手順の補強や被監査体制の構築を行い、2024年度決算から監査法人による会計監査を受けることとしたい。

# 6. 監査法人による会計監査の実施

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2022年度	★ 契約締結	監査の基本事項の確認 会計事務の現状整理 他法人の事例確認 内部統制の意義等確認					基準案の関係者説明 規程等の更新案策定 税務関係の現状整理 各業務手順の評価・改善					
		会計基準の基本事項の確認 他法人の基準の確認 候補となる基準の検討 各業務手順の評価・改善					会計手順の見直し 監査人選定のための論点整理 税務業務の検討 I T全般統制の評価・改善			各業務手順の評価・改善 次年度に向けての予算・契約手続等		
				各基準の比較検討 規程等の見直し範囲の確認 税務関係の現状整理 各業務手順の評価・改善								

2023年度	見直し後の会計手順を実務に適用・運用しP D C Aサイクルを回す (内部統制には、業務プロセス等の日次で行うもの、財務決算報告プロセス等の年次で行うものがあり、年間を通じた運用と評価が必要)											
	全社統制の評価・改善 I T全般統制の改善					全社統制、I T全般統制、各業務プロセス の運用状況の確認 (さらなる補強)				会計監査人選定に 必要な書類の策定		会計監査人 選任
	ﾌﾟﾚ監査 (場合によっては年度末の会計処理確認まで)											
	監査法人へのヒアリング・要望対応						会計規程及び会計調達細則の変更					

2024年度	会計監査人選任 (監査法人による予備調査の 対応を含む)											
--------	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

---

(以降のページは参考資料となります。)

# 4. 資金管理の透明性・財務会計機能の強化の取組み状況

## ⑤ 外部からの監査を受ける仕組みの構築

- 本機関の財務・会計のガバナンス強化につき、監査法人や監査法人系コンサル会社の外部専門家の知見も活用しながら適正かつ効果的な体制や仕組みの構築を検討している。
- 具体的には、2022年度より財務・会計のガバナンス強化に係る業務支援プロジェクトをスタートさせ、外部からの監査を受けるにあたり、財務報告のフレームワークの整備や財務・会計業務のガバナンス強化、資金管理の透明性に必要な対応について、専門的な知見をもとに仕組みを構築していく。
- 上記の整備を速やかに進めつつ、外部の監査法人等による確認方法を確立して実施へ進めていく。

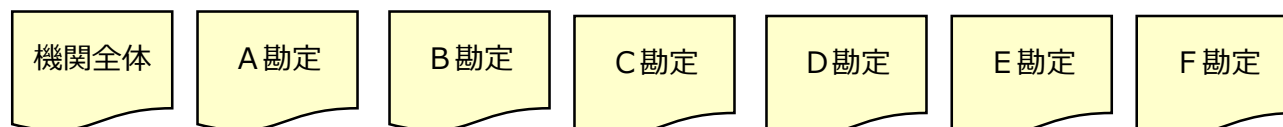
新業務	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
FIT/FIP等	2022年度業務開始			
容量市場	応札等の開始	→	2024年度 実需給期間の開始	
(その他新業務)				

ガバナンス強化に係る業務支援	財務・会計の強化※1			
		財務・会計の強化※1		
外部会計監査等	プレ監査※2	会計監査・プレ監査※3	会計監査	会計監査

※1 外部会計監査の導入に向けて、財務・会計業務の整備を進め、外部からの監査を受ける仕組みを構築する。  
 ※2 プレ監査として、FITやFIPの新業務が開始される2022年度より外部の監査を開始し、例えば、納付金徴収業務や交付金交付業務の手続等について外部の監査法人等により確認する仕組みの構築も検討していく。  
 ※3 資金管理の透明性に必要な対応について整備を進め、早い段階で外部会計監査を行うことも視野に入れる。

- 区分経理の開示の仕方は、以下の2種類。
- いずれの開示方法も情報量は同じ。

## 1. 勘定ごとに書類を作成（機関全体+各勘定）



- ・ 現在の本機関の決算と同じ。
- ・ 区分する経理の増加に伴い書類の枚数も増加。

## 2. 内訳書方式

貸借対照表  
(2023年3月31日現在)

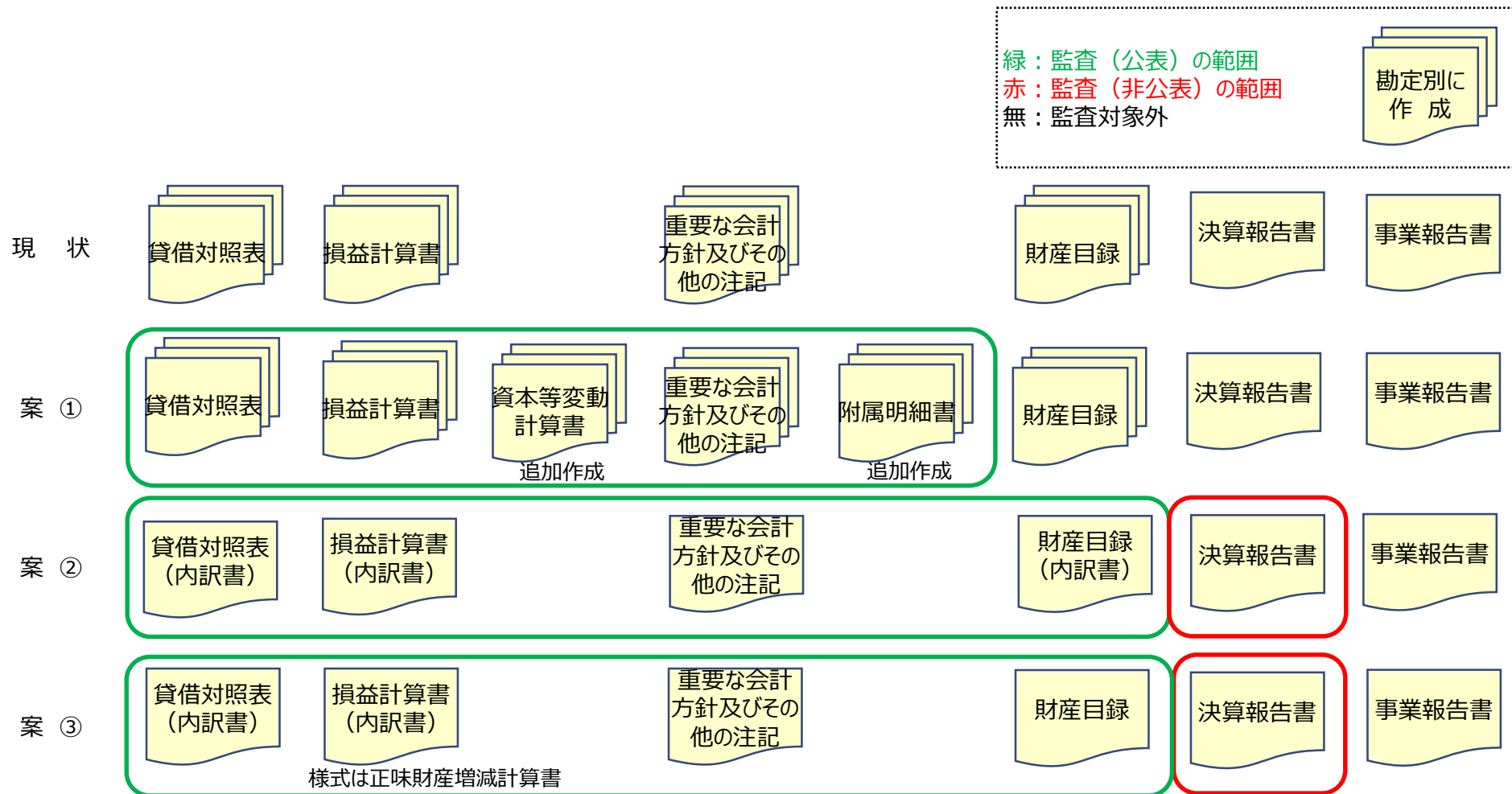
資産の部								負債及び純資産の部							
科目	機 関 合 計	A 勘定	B 勘定	C 勘定	D 勘定	E 勘定	F 勘定	科目	機 関 合 計	A 勘定	B 勘定	C 勘定	D 勘定	E 勘定	F 勘定

- ・ 現在の本機関の予算と同じ。
- ・ 区分する経理の数に関係なく、1ページですべての勘定が俯瞰できる。



# (参考) 作成する書類の比較

- 案①は、電気事業法で作成・提出が求められていない書類も作成する必要あり。
- 案③の損益計算書は、正味財産増減計算書の様式を使用。



○電気事業法（昭和39年法律第170号）

**（財務諸表等の提出）**

**第28条の50** 推進機関は、事業年度（推進機関の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から3月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

○広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）

**（事業報告書）**

**第12条** 法第28条の50第1項の規定による事業報告書には、第10条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。

**（決算報告書）**

**第13条** 法第28条の50第1項の規定による決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の規定による決算報告書には、第4条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

### (収入支出決算書)

**第14条** 前条第1項の規定による収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額

ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 流用の金額及びその理由

ホ 支出予算現額

ヘ 支出決定済額

ト 翌事業年度への繰越額

チ 不用額

### (債務に関する計算書)

**第15条** 第13条第1項の規定による債務に関する計算書には、第7条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

○会計規程

**(財務諸表等)**

**第41条** 本機関は、法第28条の50第1項の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

○会計・調達業務の細則に関する規程

**(財務諸表等)**

**第29条** 会計規程第41条に定める財務諸表様式は、次のとおりとする。

- 一 財産目録（別添様式18）
- 二 貸借対照表（別添様式19）
- 三 損益計算書（別添様式20）
- 四 事業報告書（別添様式21）
- 五 決算報告書（別添様式22、23）